明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

二　取締役、執行役及び執行役員が当該内部格付手法採用最終指定親会社の内部格付制度の概要について理解しており、関連する報告書を細部にわたって理解していること。

三　執行役員が内部格付制度の運用に重大な影響を与えるような既存の方針の重要な変更及び例外について取締役会等に報告していること。

四　執行役員が内部格付制度の設計及び運用を十分に理解しており、かつ、既存の過程と実務の重要な相違点について承認していること。

五　執行役員が内部格付制度の適切な運用を継続的に確保していること。

六　執行役員が次条第一項に規定する信用リスク管理部署の担当者と格付付与手続の実績、改善すべき分野及び既に認識している問題点の改善状況を検討するため定期的に会合を行っていること。

七　取締役会等及び執行役員に対する報告書において格付が不可欠な役割を果たしており、かつ、格付別の特性、格付の遷移、各格付に関連する変数の推計値、PD（及び先進的内部格付手法採用最終指定親会社の場合はLGD及びEAD）の推計値と実績値との比較その他の格付に関する重要な事項が取締役会等及び執行役員に対して報告されていること。

（信用リスク管理部署）

第百八十条　内部格付手法採用最終指定親会社は、内部格付制度の設計又は選択、実施及び実績について責任を負い、独立して信用リスクを管理する部署（以下「信用リスク管理部署」という。）を設けなければならない。

2　信用リスク管理部署は、与信部門及び与信業務の担当者から機能的に独立したものでなければならない。

3　信用リスク管理部署は、次に掲げる事項について責任を負うものでなければならない。

一　内部格付制度の検証及び運用の監視

二　当該内部格付手法採用最終指定親会社の内部格付制度の概要についての報告書の作成及び分析（デフォルトした時期及びデフォルトする前一年間の格付及びプール別のデフォルトに関するデータ、格付の遷移の分析、格付及びプールの主要な基準の傾向の監視を含む。）

三　格付及びプールの定義が各部門及び各地域にわたって一貫して適用されていることを確認する手続（債務者又はエクスポージャーごとに異なる格付基準及び手続を適用することを妨げない。）

四　格付付与手続の変更に関する審査及び当該変更に係る書類の作成（変更の理由を含む。）

五　格付及びプールの基準がリスクを正確に予測しているか否かを評価するために行われる当該基準の見直し

六　格付付与手続、格付及びプールの基準又は各格付若しくはプールに関連する変数の変更に関する書類の作成及び備置き

4　信用リスク管理部署は、格付付与手続で使用するモデルの開発、選択、実施及び検証に積極的に参画しなければならない。

5　信用リスク管理部署は、前項に掲げるモデルについて管理及び監督並びに当該モデルの継続的な見直し及び変更について責任を負わなければならない。

（監査）

第百八十一条　独立した機能を有する内部の監査部署は、年一回以上の割合で信用リスク管理部署の管理状況、PD、LGD及びEADの推計値、該当するすべての最低要件の遵守状況等、内部格付制度及びその運用状況を見直し、その結果に関する監査報告書を作成しなければならない。

第四款　格付の利用

（格付の利用）

第百八十二条　格付並びにPD及びLGDは、内部格付手法採用最終指定親会社の与信審査、リスク管理、内部の資本配賦及び内部統制において、重要な役割を果たすものでなければならない。

2　連結自己資本規制比率の算出のために使用するPD又はLGDと与信審査、リスク管理、内部の資本配賦及び内部統制のために用いる推計値が相違する場合は、内部格付手法採用最終指定親会社は、信用リスク管理指針に当該相違点及びその理由を記載しなければならない。

第五款　リスクの定量化

第一目　デフォルト

（デフォルトの定義）

第百八十三条　この章においてデフォルトとは、債務者について次に掲げる事由（以下「デフォルト事由」という。）が生じることをいう。

一　破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由による経営破綻

二　財務状態及び経営成績が悪化し、債権の元本回収及び利息の受取りができない可能性が高い状況

三　元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞していること。

四　経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行うこと。

五　内部格付手法採用最終指定親会社が、当該債務者に対するエクスポージャーについて、重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

六　当該債務者に対する当座貸越については、約定の限度額（設定されていない場合は零とみなす。）を超過した日又は現時点の貸越額より低い限度額を通知した日の翌日を起算日として三月以上当該限度額を超過すること。

2　一のエクスポージャーについてデフォルト事由が生じた場合、当該エクスポージャーの債務者に対する他のエクスポージャーについてもデフォルト事由が生じたものとする。ただし、リテール向けエクスポージャーについては、この限りでない。

3　デフォルト事由が生じたエクスポージャーについて、デフォルト事由が解消されたと認められる場合は、内部格付手法採用最終指定親会社は、当該エクスポージャーに対してデフォルトしていない債権としての債務者格付を付与し、先進的内部格付手法採用最終指定親会社は、LGD及びEADを推計しなければならない。

4　前項のエクスポージャーについて再度デフォルト事由が生じた場合は、内部格付手法採用最終指定親会社は新たにデフォルト事由が生じたものとして扱わなければならない。

（延滞日数の見直し等）

第百八十四条　内部格付手法採用最終指定親会社は、エクスポージャーの延滞日数の見直し並びに既存の債務に関する返済の猶予、繰延べ、契約内容の更改及び借換えの承認その他の延滞日数の計算に関する事項（以下この条において「延滞日数の見直し等」という。）について、次に掲げる事項を含む、明確な方針を定め、これを記載した書面を作成しなければならない。

一　延滞日数の見直し等の承認を行う権限を有する者及び報告に関する要件

二　延滞日数の見直し等に必要な最短の信用供与の期間

三　返済期限の見直し等が可能な延滞の程度

四　エクスポージャーごとの返済期限見直しの回数の上限

五　債務者の返済能力の再評価

2　内部格付手法採用最終指定親会社は、前項の方針を一貫して長期にわたって利用しなければならない。

3　内部格付手法採用最終指定親会社は延滞日数の見直し等を行ったエクスポージャーを当該最終指定親会社等の内部のリスク管理においてデフォルトしたエクスポージャーと同様に取り扱っている場合は、当該エクスポージャーを内部格付手法の適用上デフォルトしたエクスポージャーとして取り扱わなければならない。

（当座貸越）

第百八十五条　内部格付手法採用最終指定親会社は、当座貸越の供与の対象となる者の信用度を評価するための厳格な基準を設けなければならない。